

【認定時】

その年の12月31日時点の年齢で、年間収入限度額が決まる。
過去の収入、現時点の収入、将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入見込みが上限額以上でないか確認する。

（例1）令和8年4月に採用になった組合員の被扶養者

19歳（平成19年7月16日生まれ）12/31時点の年齢で判定

▼

▽

歴年	R8					R9
月	4	5	6	7…11	12	1…3
満年齢	18			19		
上限額	150万円					

・令和8年4月時点では18歳だが、令和8年12月31日時点では19歳のため、
上限額は150万円となる。

（例2）令和8年4月に採用になった組合員の被扶養者

22歳（平成16年7月16日生まれ）

12/31時点の年齢で判定

▼

▽

歴年	R8					R9
月	4	5	6	7…11	12	1…3
満年齢	22			23		
上限額	130万円					

・令和8年4月時点では22歳だが、令和8年12月31日時点では23歳のため、
上限額は130万円となる。

【要件確認時】

その年の12月31日時点の年齢で年間収入限度額が決まるため、
前年の9月からその年の8月までの期間に対象者の収入が年間収入限度額を超えていないか確認する。

（例3）令和8年12月中に19歳となる被扶養者
〔令和8年の要件確認〕

18歳 19歳（平成19年3月1日生まれ） 12/31時点の年齢で判定

暦年	R7		R8					
月	9…11	12	1	2	3…8	9…11	12	
満年齢	18			19				
上限額	150万円							

・令和7年9月から令和8年8月までの期間の収入が150万円未満かの確認を行う。
・要件確認において取消となった対象者が、今後の見込額が収入限度額未満の見込みである旨を申告する場合、申告書の提出があった日で再認定を行う。

（例4）令和8年12月中に23歳となる被扶養者
〔令和8年の要件確認〕

22歳 23歳（平成15年3月1日生まれ） 12/31時点の年齢で判定

暦年	R7		R8					
月	9…11	12	1	2	3…8	9…11	12	
満年齢	22			23				
上限額	130万円							

・令和7年9月から令和8年8月までの期間の収入が130万円未満かの確認を行う。
・要件確認において取消となった対象者が、今後の見込額が収入限度額未満の見込みである旨を申告する場合、申告書の提出があった日で再認定を行う。

【取消時】

その年の12月31日時点の年齢で決まる年間収入限度額を超えた月で取消しとなる。

(例4)

18歳
▽
19歳
(平成19年9月5日生まれ)
▼
12/31時点の
年齢で判定
▽

歴年	R7		R8				
月	9…11	12	1	2	3	4…8	9…12
満年齢	18						19
対象月以前1年間の上限額	130万円		150万円				
過去1年間の年収額	125万円	125万円	130万円	145万円	160万円	160万円	160万円

↑
3/1で取消

- ・12月31日の年齢が19歳～22歳の者は、1年間の収入が150万円を超えた月の初日で取消しとなる。

(例5)

22歳
▽
23歳
(平成15年9月5日生まれ)
▼
12/31時点の
年齢で判定
▽

歴年	R7		R8				
月	9…11	12	1	2	3	4…8	9…12
満年齢	22						23
対象月以前1年間の上限額	150万円		130万円				
過去1年間の年収額	145万円	140万円	120万円	125万円	140万円	140万円	120万円

↑
3/1で取消

↑
申告により再認定可能

- ・23歳以降は、過去1年間の収入の合計額が130万円（60歳以降は180万円）を超えた月の初日で取消す。
- ・23歳になる年の令和8年1月には年間収入限度額が130万円に変わるため、注意。

【その他留意点】

- ・翌年の12月31日時点の年齢が23歳の被扶養者に対し要件確認時等に注意喚起をする必要がある。
- ・年齢は誕生日の前日において加算することから、誕生日が1月1日である者は12月31日において年齢が加算される点に留意すること。
- ・60歳以上も年齢によって収入要件の上限が変わるが、収入限度額が180万円未満となる年齢要件（60歳以上）の判定時期は、60歳に達した日となるので混同しないこと。